

NO	カテゴリー	質問内容	回答内容
1	補助対象経費	通常枠では、補助額が100万円～6,000万円となっているが、事業再構築に必要となる経費が50万円の場合、申請することができないのか。	通常枠では、補助額の下限を100万円としております。中小企業の場合、補助率は2/3であるため、少なくとも150万円以上の支出を行う事業計画である必要があります。
2	補助対象経費	実際に交付される補助額はどのように算出されるか。	補助事業終了後、補助事業実施期間内の設備投資等にかかった費用の証憑類を提出していただき、事務局が支払いの適切性等を確認の上、公募要領に定める所定の補助率を適用して算定して、事業者に支払われる補助金額が算出されます。
3	補助対象経費	補助金の支払はいつ頃か。	原則、補助事業終了後に、補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。また、一定の条件のもとで概算払も可能です。概算払の申請手続き等については採択事業者向けに別途公表する「補助事業の手引き」をご確認ください。
4	補助対象経費	既に事業再構築を行って自社で支出した費用は補助対象となるのか。	交付決定前に自社で補助事業を開始された場合は、原則として補助金の交付対象とはなりません。ただし、公募開始後に事前着手申請を提出し、事務局に承認された場合は、令和3年2月15日以降の設備の購入契約等も補助対象となります。詳細は、 公募要領「事前着手申請の手続き」 をご確認ください。
5	補助対象経費	建築費を補助対象とするには、応募申請の際に設計図が必要か。	応募申請の際には提出は不要です。ただし、採択後の交付審査や額の確定検査の際には求める場合がありますので、ご準備ください。
6	補助対象経費	建物の建設の契約を申請前にした場合、対象となるか。	原則、対象外となります。補助事業実施期間に発注（契約）を行い、検収、支払をしたものが対象です。事前着手承認を受けている範囲で行われた契約行為等は対象です。
7	補助対象経費	建物の購入や賃貸、土地の造成費用は対象となるか。	本事業の公募要領で規定している建物費の対象には該当しません。本事業における建物とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令における「建物」の区分に該当するものが補助対象経費となります。詳細は 公募要領 をご確認ください。
8	補助対象経費	リース費用は対象になるのか。	機械装置・システム構築費に該当する設備はリース費用は対象となります。ただし、補助対象となるのは補助事業実施期間に要した経費に限ります。
9	補助対象経費	車両の購入費は補助対象になるのか。	自動車等車両（事業所内や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く）の購入費・修理費・リース費・車検費用は補助対象になりません。ただし、車両に載せる設備及びその設備の設置に必要な費用は補助の対象となり得ます。
10	補助対象経費	機械設備の「設置」にかかる費用は補助対象となるか。	新たに取得する機械設備に限り、据付や運搬費用も含め補助対象になります。

NO	カテゴリー	質問内容	回答内容
11	補助対象経費	ECサイトの運営をしたい。システム構築費用やランニングコストは対象となるか。	補助事業実施期間内に係る経費は対象となります。ただし、単にデジタルプラットフォーム企業が提供するECサイトを利用して販路開拓を行うだけでは事業再構築指針の要件を満たさないため、指針をよくご確認の上、事業計画を策定してください。
12	補助対象経費	必要な資格の取得にかかる講座受講や資格試験受験料は対象となるか。	本事業の遂行のために必要な教育訓練や講座受講等に係る経費は研修費として補助対象です。資格試験に係る受験料は補助対象外です。
13	補助対象経費	求人広告にかかる費用も広告宣伝・販売促進費に含まれるか。	広告宣伝・販売促進費は本事業で開発又は提供する製品・サービスに係る広告の作成や市場調査等に対して補助するものであり、求人広告は対象外です。
14	補助対象経費	新たな事業の宣伝として、SNSツール（フェイスブックやインスタグラム等）にWEB広告を掲載することを検討しているが、対象となるか。	対象になります。期間や費用は、補助事業実施期間内に広告が使用・掲載される分のみです（ 公募要領 広告宣伝・販売促進費を参照ください）。
15	補助対象経費	海外現地法人の経費は、補助対象となるか。	事業再構築補助金の交付対象は国内法人のため、海外現地法人（子会社）の支出は対象となりません。なお、国内本社が海外現地法人向けの物品を購入した場合等は、補助対象となり得ます。
16	補助対象経費	子会社や関連会社との取引、代表者が同じ会社間取引、本人（個人）と本人が代表を務める会社の取引によって取得した設備等の経費は補助対象経費となるか。	補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助事業者の利益等相当分を排除した製造原価又は取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象とします。